



分譲マンションにお住まいの皆さまへ

あなたがお住まいのマンションは S評価と診断されました!

ご存知ですか?

S評価割引

マンション管理組合様からのご依頼により、マンション管理士があなたがお住まいのマンションのメンテナンス状況を診断しました。診断の結果、お住まいのマンションは、「S、A、B」の3段階評価のうち、最上位評価の「S評価」を獲得しています。

S評価で

5%
割引

日新火災の火災保険なら、「S評価」と診断されたマンションの居住用戸室(建物)の火災保険料が**5%割引**になります。

(※)家財の火災保険料は、割引の対象とはなりません。

お見積りは
無料!

この機会にご加入中の**火災保険**を
見直ししてみませんか?

見直しの3つのポイント

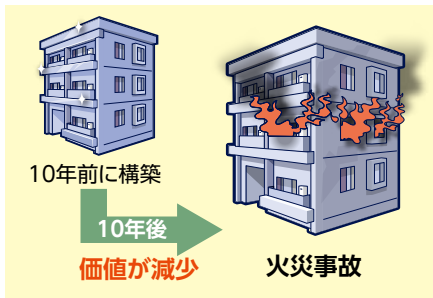
- Point①** ご加入中の火災保険の保険金額は十分ですか?
- Point②** 家財の損害への備えは十分ですか?
- Point③** 階下への水ぬれ事故や自転車事故などの賠償責任への備えは十分ですか?

見直し例は裏面をご覧ください▶▶▶

見直し例

Point① 保険金額を新価基準で見直し

ご加入中の火災保険は新価払の商品ですか？ 時価払の商品の場合、時価額しか補償されないため、再取得するのに十分な保険金が受け取れない可能性があります。



新価額・
実損払

保険金額は、再築または再購入するのに必要な金額(新価額)を基準に設定し、保険金は再築に必要な金額(新価額)でお支払いします。また、修理代から価値の減少(使用による消耗)分を差し引くことなく、実際の損害額をお支払いします。



[参考]
時価払
商品の
場合

新価額から経過年数による価値の減少(使用による消耗)分を差し引いた時価額を基準にお支払いします。
⇒時価額しか補償されません。

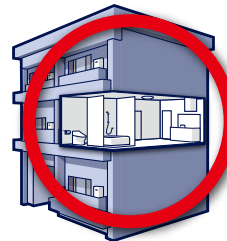
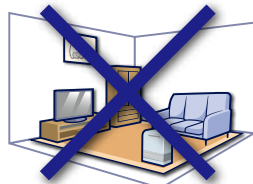
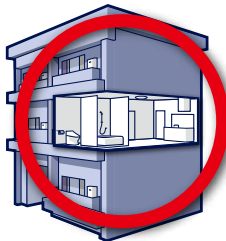
Point② 家財の補償を追加

家財の保険にご加入されていますか？ 戸室(建物)部分の火災保険だけでは、家財の損害は補償されません。戸室(建物)とは別に家財の保険にご加入いただく必要があります。

いままで	
保険の対象	保険金額
戸室(建物)	1,500万円
家財	—



見直し後	
保険の対象	保険金額
戸室(建物)	1,500万円
家財	1,000万円



Point③ 賠償責任の補償を追加

賠償責任の保険にご加入されていますか？ 火災保険に賠償責任に関する特約をセットし、賠償事故に備えることができます。

個人賠償責任総合補償特約
(支払限度額1億円)をセット



階下への水ぬれ事故や
自転車事故などによる賠償責任に
備えることができます。

※このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険の内容は各商品のパンフレットおよびご契約のしおりをご覧ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。